

## 平成27年 3月 定例会（第1回）会議録（抜粋）

◆15番（真船和子君） おはようございます。議長の御指示により、公明党を代表し一般質問を行います。

我が国の人口は減少局面に入っており、福祉社会のあり方をめぐる議論が新たな局面を迎えています。人口減少、少子高齢化は、年金や医療、介護など社会保障にも深刻な影響を及ぼしていくと言われております。全国知事会においても、人口減少を国家の基盤を危うくする重大な岐路として、少子化の非常事態宣言を採択するなど、危機感を強めているところであります。また、人口減少による地方自治体の消滅すら予測される深刻な事態に直面していることも、再三にお伝えしてまいりました。

今後は、社会保障を支えるためにも、人口減少に歯どめをかけ、地域経済を活性化させる地方創生の取り組みが急務であり、それは現在、私たちが暮らしている住みなれた地域、それぞれの生活圏において、医療、介護、生活支援など、必要な行政サービスを充足させるとともに、若い世代が子どもを産み育てたくなるような社会環境を着実に整備していくことであります。そこで暮らしている人々の人生設計を可能にすることが、政治の重要課題であります。そうした地方の時代を築いていくための、まさにスタートとなる平成27年度であります。地方創生の主役は、各自治体、議会、企業、そこに暮らす一人一人であります。

そこで、初めに地方創生に係る習志野市の取り組みについて、4点お伺いいたします。

1点目、地域住民生活等緊急支援のための交付金への取り組みについて。2点目、習志野版、まち・ひと・しごと創生総合戦略の目指す方向性について。3点目、習志野版、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定スケジュールについて。4点目、習志野版、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定体制についてお伺いいたします。

次に、保健福祉行政について、2点質問いたします。

1点目、地域包括ケアシステムの構築について。2点目、予防接種事業について。子どもの予防接種であるロタウイルス感染症予防接種の導入と、高齢者の肺炎球菌の予防接種の対象者の拡大についてお伺いいたします。

3番目に、子育て施策について、2点お伺いいたします。

1点目、待機児童対策について、現状と今後の見込みと対策についてお伺いいたします。また、保育士臨時的任用職員の処遇改善の進捗状況についてお伺いいたします。2点目に、ひとり親家庭に対する平成27年度の具体的な支援事業内容についてお伺いいたします。

最後に、地域問題について2点お伺いいたします。

1点目、習志野高校グラウンド防砂対策について。2点目、あたご橋交差点の安全対策についてお伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

◎市長（宮本泰介君） おはようございます。それでは、真船議員の一般質問にお答えしてまいります。大きな4番目の地域課題についての質問の中の、（1）習志野高校グラウンド防砂対策についての質問は教育長が答弁いたします。

それでは、大きな1点目、地方創生に係る習志野市の取り組みについて、（1）地域住民生活等緊急支援のための交付金への取り組みについてお答えいたします。

昨年秋の臨時国会で、まち・ひと・しごと創生法が成立し、これに基づき、12月に国はまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと、それらを踏まえた今後5力年のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。この総合戦略は、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を基本的な考え方といたしまして、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるを初めとした、4つの基本目標に基づき、さまざまな政策パッケージを示すものでございます。

このまち・ひと・しごと創生法の第10条第1項におきましては、市町村はまち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるよう努めなければならない旨が規定されております。つまり市町村においても、みずからの責任のもと、国の総合戦略と同様に、人口減少社会への対応と克服に向けて、地域の実情に応じた総合戦略の策定が求められております。

御質問の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金につきましては、この規定に基づきまして、都道府県及び市町村が地方版のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するとともに、当該総合戦略に位置づけられる見込みのものであって、かつ策定に先行して行う事業を実施するために、地方公共団体が策定した実行計画に基づく費用に対しまして、国が交付金を交付することにより、地方版総合戦略の円滑な策定と、これに関する優良施策の実施を支援することを目的としたものであります。

本交付金は、2つの交付金から構成されておまして、1つ目はプレミアム付商品券の発行など、回復がおくれております地方の消費の喚起や、生活支援を目的とした地域消費喚起・生活支援型であります。2つ目といたしましては、地方版総合戦略の策定の支援と、仕事と人の好循環の確立を目的といたしました地方創生先行型でございます。

2月3日に成立いたしました、国の平成26年度補正予算におきましては、地域消費喚起・生活支援型といたしまして2,500億円が、地方創生先行型といたしまして1,700億円が計上されております。本交付金につきましては、これに基づきまして全国の地方公共団体ごとに交付限度額が示されております。本市におきましては、地域消費喚起・生活支援型交付金の限度額が1億4,953万4,000円、地域創生先行型交付金は基礎交付限度額といたしまして5,954万6,000円が提示されております。

このことから、本市におきましても、総合戦略の方向性を念頭に、関係各課からの提案・調整の上、習志野市版、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定経費、子育て支援策、子ども・乳幼児のための防災対策、プレミアム付商品券の発行など、対象事業を検討いたしまして、別途習志野市平成26年度補正予算として御提案させていただく予定でございます。

次に、(2)習志野版、まち・ひと・しごと創生総合戦略の目指す方向性についてお答えいたします。

平成26年4月にスタートした本市の基本構想の策定におきまして、明らかとなりました今後のまちづくりの課題は、4つございまして、本格的な少子高齢化時代、2、安全・安心なまちづくり、3、公共施設の再生、4、求められる地方自治体の自立と協働の推進でありまして、本市におきましても、人口減少社会への対応と克服に取り組むことは、自立的な都市経営を推進していくに当たり、極めて重要でございます。

また、これらの課題を踏まえ、本市におきましては、前期基本計画の推進をベースに、国の総合戦略を勘案した上で、中長期的な将来を見据え、みずからの判断と責任のもと、本市の実情に応じた各分野にまたがる政策の目標や、基本的方向性等を明示し、雇用創出、結婚・出産・子育て、

まちづくりなど、政策全般にわたる戦略の策定が必要であると考えております。

将来にわたります大きな課題である少子超高齢社会の到来と、将来の人口減少に対応するとともに、それを最小限に食いとめるため、少子化対策に重点を置いた人口減対策とともに、産業施策等と連動し、本市の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策について、習志野市人口ビジョン及び習志野市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたします。

具体的には、子育て世代の生み育てたいという希望をかなえる子育て支援の充実、子ども・乳幼児のための防災対策に取り組むほか、大学の立地・隣接状況を生かし、若者が将来も地域にとどまり得る雇用展開・定住の促進、地域課題の解決に係る大学との協働、多世代交流・多機能型拠点の形成など、各課題への対応策を講じることが本市の未来につながるとの認識のもとで、基本目標、講ずべき施策に関する基本的方向、及び総合的かつ計画的に施策を実施するために、必要な事項を規定してまいります。

なお、総合戦略においては、事業成果の計測または目標値の設定と効果検証など、地方公共団体の事業・施策の実施責任が問われるものであります。重要業績評価指標の設定やその後のPDCAサイクルによります効果の検証・改善を進めてまいります。

次に、(3)習志野版、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定スケジュールについてお答えいたします。

先ほどの答弁で申し上げましたとおり、地方創生先行型交付金につきましては、平成26年度補正予算案として御提案させていただき予定でございます。当該総合戦略につきましては、国からは平成31年度までの5年間の計画として、平成27年度中のスタートが求められております。本市といたしましても、総合戦略につきましては、第三者組織での検討や市民の皆さんに御意見をいただくことを踏まえるとともに、平成28年度予算編成作業におけます事業費の反映を見据え、本年10月末までをめどに策定に取り組んでまいります。

なお、人口ビジョンにつきましては、総合戦略の基礎的な資料となりますことから、現在、国勢調査の結果等の既存データによる分析によりまして、既に策定に向けた作業に着手しているところでございます。将来展望に必要な市民意識調査など、各種調査につきましては、できるだけ早期に着手し、その結果分析を加味した上で、夏ごろまでをめどに策定に取り組んでまいります。

次に、(4)習志野版、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定体制についてお答えいたします。

本市では、庁内に総合戦略の策定を見据え、私が本部長、副市長が副本部長、部長級が本部長といたしまして、総合戦略の策定の調査・研究を行うほか、庁内の意見調整を図り、総合戦略の素案を作成することを任務といたします。習志野市まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定本部を本年2月10日に設置いたしました。なお、これらの所掌事務について具体的に検討を行うための組織として、推進本部内に作業部会を設置いたしまして、調査・研究とともに、総合戦略の試案の作成を担当させていただきます。

また、総合戦略の策定におきましては、住民の代表を初め、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、言論機関――主にマスコミですね、など、さまざまな分野の参画を得ながら、平成27年度中を策定することが国から求められております。

本市におきましても、総合戦略の策定に当たっては、少子超高齢社会の到来と将来の人口減少への対応という観点におきまして、さまざまな立場の方々から意見をいただくことが必要であると

考えております。このことから、(仮称)習志野市まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定懇話会を設置いたしまして、市民を初めとした各分野を代表する委員により、総合戦略案について調査・検討をいただくとともに、必要に応じ、意見及び助言をいただくべく、別途提案させていただく予定の、平成26年度補正予算案について、必要な経費を計上いたします。今後、総合戦略の円滑な策定に向け、このような第三者及び庁内の策定体制による検討を進めてまいります。

続いて、大きな2番目、保健福祉行政につきまして、(1)地域包括ケアシステムの構築につきましてお答えいたします。

昨年3月定例会で、真船議員から御質問をいただき答弁させていただいた、地域包括ケアシステムの構築に向けた3つの課題につきましては、平成27年度からの高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の中で課題を整理し、反映させることができるよう策定を進めてきたところでございます。

まず、1点目の住民主体のサービス等につきまして、サービスの担い手の確保や育成、及びサービスを必要とする方とのコーディネートが課題であると捉えてまいりました。このことにつきましては、地域の担い手による生活支援サービスの実態調査を行い、社会福祉協議会等で実施してきている生活支援サービスを、介護予防生活支援サービス事業に移行するための協議・調整を行ってまいります。これらの生活支援サービスの資源開発や連携を行う生活支援コーディネーターを、5つの生活圏域にそれぞれ配置してまいります。また、市民協働インフォメーションルームに登録されている団体や、転倒予防体操推進員などの、介護予防にかかわるボランティアが地域で活動しやすい体制づくりを支援していきます。

次に、2点目の医療と介護の連携につきましては、相互の職域、役割分担についての理解を深めることや、関係機関のネットワークづくりを課題と捉えてまいりました。このことにつきましては、地域の医療従事者等の実態調査及び在宅医療に関する意向確認を実施し、地域の医療・介護関係者が参画する地域ケア会議において、在宅医療と介護連携の課題の抽出や、解決策を協議してまいります。また、関係機関のネットワークをコーディネートする地域包括支援センターの人員体制を整えてまいります。

次に、3点目の認知症支援策につきましては、早期からの適切な診断や対応、及び地域ぐるみの支援のあり方の課題があると捉えてまいりました。このことにつきましては、市内の認知症サポート医を中心といたしました、専門職チームの活動を支援するとともに、認知症の方とその家族が地域住民や専門職等と集い、交流する場の確保をしてまいります。また、今年度認知症の方の医療・介護のコーディネートの役割を担う認知症地域推進員を3名養成いたしております。

このように、次期計画の中で、本市の実情に合った地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを位置づけ、支え合いの地域づくりを進めてまいります。

続きまして、(2)予防接種事業についてお答えいたします。

ロタウイルス感染症につきましては、非常に感染力の強い病気でありまして、免疫力のない小児では、6カ月から2歳くらいまでの間に、必ずと言ってよいほど経験する病気でございます。冬を中心に、大流行いたしまして、胃腸炎による激しい嘔吐や下痢を起こすため、場合によっては重度の脱水症状、脳炎、意識障害など、重症化することがあります。この感染症には、予防接種をすることが大変有効ではありますが、予防接種後の副反応の懸念について、現在、国で研究がなされて

いる段階でございます。このことから、接種費用の公費補助につきましては、国の研究結果を十分に注視してまいります。

次に、高齢者肺炎球菌感染症予防接種につきましては、現在国の方針では、65歳、70歳、75歳、80歳と5歳刻みで当年度その年齢に達する方を接種費用の補助対象としております。そのため、補助対象になるには最長で4年待たなければならない状況でありまして、そこで、本市独自の施策といたしまして、平成27年、新年度から65歳以上で過去に一度も肺炎球菌感染症予防接種をされていない方は、いつでも接種できるよう、補助対象を拡大して実施できるよう、平成27年度予算案に計上しております。詳細につきましては、広報習志野やホームページに掲載するとともに、対象者全員にはがきでお知らせするなど、周知に努めてまいる予定でございます。現在、提案中の平成27年度予算案に計上しております。

次に、大きな3点目、子育て施策について、(1)待機児童についての①現状と今後の見込みと対策についてお答えいたします。

現在、平成27年4月1日、来月の4月1日から保育所入所に係る一次審査を終了したところでございます。この結果、722人の入所申し込みに対しまして、497人のお子様に入所の御案内をすることができましたが、225人の方につきましては御案内できていない状況であります。昨年同時期の300人という状況からは、減少が見られますものの、依然として厳しい状況にあります。なお、直近の平成27年2月1日現在の待機児童数につきましては、58人となっております。

待機児童への対応といたしましては、平成27年4月から施行されます、来月から施行されます子ども・子育て支援新制度にあわせ、本市では、今月中に習志野市子ども・子育て支援事業計画を策定し、本計画におきまして、平成31年度までの保育需要の見込みを、中学校区ごとに算出し、この需要量に対する確保方を定めてまいります。

御質問の、今後の保育需要の見込みにつきましては、市内全域におきまして、約3,100人の保育需要を見込んでおります。これに対する確保方策といたしましては、平成27年度に奏の杜地域におきまして、定員120人の民間認可保育所2カ所の開設を予定しているほか、平成28年度から平成31年度にかけて、民間認可保育所を5カ所、市立幼稚園の私立化に伴う民間幼保園を2カ所、さらに小規模保育事業を7カ所整備する計画としております。

これらの整備を進めることによりまして、子ども・子育て支援事業計画の最終年度であります平成31年度までに、約1,300人の保育需要の受け入れ拡大が可能となります。私も待機児童対策は、子どもの健やかな成長をみんなの優しさで支えるまちづくりのためには、欠かせない施策であると認識しており、本計画を着実に実行することにより、平成30年度には、既存の認可保育所、認可外保育施設とあわせて、潜在的なニーズも含めました待機児童の解消ができるものと見込んでいところでございます。

続いて、②保育士の確保策となります臨時任用職員の処遇改善の進捗状況についてお答えいたします。

臨時任用職員等は、業務を進めていく上で、貴重な戦力として活躍していただいております。その賃金については、正規職員とのバランスを考慮しながら定めております。近年、正規職員については人事院等のプラス勧告を受けまして、2年連続の給与の改善が行われており、昨年においては7年ぶりに月例給、期末手当ともに引き上げられました。こうしたことから、臨時任用職員等の

一部の職種について賃金の見直しを行うべく、平成27年度予算を編成し、本議会に提案しております。特に、保育士については、全国的な保育需要の増加に伴い、その確保が難しくなっており、真船議員からも再三臨時的任用職員の処遇改善について御要望いただいております。

そこで今回、保育士の賃金について、勤務の内容に応じて日額8,800円と日額9,300円の2区分であったものを、職員それぞれの経験年数と研修の受講実績、及び担当する業務内容等に応じた、4区分の賃金体系に改めるとともに、その日額を最高9,700円とする予算案をこの議会に提案をしているところでございます。これによりまして、他市と遜色ない給与水準になるものと認識しております。

続きまして、(2)ひとり親家庭への支援について、平成27年度の具体的な支援事業内容についてお答えいたします。本市では、ひとり親家庭への支援として、大きく次の3点について取り組んでおります。

1点目といたしましては、生活の支援でございます。ひとり親家庭自立支援員1名を配置いたしまして、ケースワーカーとともに就労や子育ての悩み、また手当や貸し付けなどの経済的な問題を含め、生活全般にわたる相談について関係部署と連携しながら、個別対応を行ってまいります。

2点目は、就労の支援であります。ひとり親家庭の経済的な自立を支援するために、医療事務、パソコン技能の習得など、就労に必要な知識、技能の習得に係る費用の一部を助成してまいります。また、看護師、介護福祉士などを養成する機関で2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方に対して、高度職業訓練促進給付金等の支給も行ってまいります。さらに、専門的な就労の相談窓口といたしまして、公共職業安定所のマザーズハローワークの紹介等を行ってまいります。

3点目といたしまして、経済的支援でございます。児童扶養手当の給付やひとり親家庭等の医療費等の助成を行ってまいります。

これら3点を平成27年度も継続することによりまして、各家庭に応じた丁寧な対応を行ってまいります。なお、生活困窮の状態にある方については、その世帯の中学生を対象に実施する学習支援事業の中で、学力の向上に向けた支援の拡大を行ってまいります。以上の拡充策につきましても、今提案しております平成27年度予算案に盛り込んでいるところでございます。

大きな4点目の地域課題についての御質問のうち、(1)習志野高校グラウンド防砂対策についての質問は、教育長が答弁いたします。

最後、(2)あたご橋交差点の安全対策についてお答えいたします。

東習志野地区でございます。あたご橋交差点における歩行者の安全対策につきましては、以前から真船議員の一般質問等でも御指摘をいただいております。主な内容といたしましては、歩道の段差解消、歩道の隅切り確保、歩行者だまりの改善といった3つの課題を提起していただきました。

1つ目の歩道の段差解消といたしましては、あたご橋下の歩道から北側の横断歩道へおける箇所の傾斜を緩やかにするため、スロープへの改良を平成26年10月に実施いたしております。

2つ目といたしまして、日立の体育館跡地の南西角地の歩道の隅切りであります。当該箇所直近の民有地において、複合商業施設の計画が明らかになりましたことから、開発事業者と協議を重ねた結果、同事業者におきまして事業用地の一部を歩道として拡幅整備することとなりました。

これにより、歩道と横断歩道の線形が一致いたしまして、当初計画していた隅切りの確保以上に、円滑な歩行者動線の確保が図られるものと考えております。

3つ目として、平行する2本の市道に挟まれた歩道のうち、交差点付近の改善については、平坦性の確保や車どめ等の安全施設の設置を行うものでありますが、開発事業によって行われる北側の歩道の拡幅整備と一体的に整備することで、効果が一層高まると考えるため、開発事業の進捗にあわせて、本市にて改良工事を実施してまいります。

以上、私からの1回目の答弁とさせていただきます。

◎教育長(植松榮人君) それでは、真船議員からの一般質問になります、大きな4番、地域課題にかかわる質問のうち、(1)習志野高校グラウンドの防砂対策についてという御質問にお答えをいたします。

習志野高等学校のグラウンドの状況は、強風時にグラウンドから砂が舞い上がり、近隣の皆様、特にグラウンド北側にお住まいの方々に、大変御迷惑をおかけしてきた経緯があります。そのため、教育委員会では平成24年度にグラウンドの北側に防砂ネットを設置し、防砂対策として一定の効果があったものと考えております。しかしながら、防砂ネットを越えるほどの強風には対応し切れず、地域の方々が十分に望む対策とまではいかず、その後の対応を検討してまいりました。

そこで、教育委員会といたしましては、地域の方々が望む防砂対策として、以前から構想のあった人工芝の設置について、改めて検討をいたしました。人工芝が完成することにより、長年地域の皆様が望んでおりました防砂対策が期待されます。さらに、学校における体育の授業や教育活動の多様化、また、地域スポーツの拠点としての活用、小中学校への学校開放など、さまざまな効果も期待できることから、学校、関係部局と協議を行い、平成27年度に新たにグラウンドを人工芝にすべく、予算を計上いたしました。

以上、1回目の答弁といたします。

◆15番(真船和子君) 市長、長い御答弁、丁寧な御答弁大変にありがとうございました。1回目の御答弁の中で、ほぼ平成27年度に予算案の中に計上していただきましたこと、感謝申し上げます。今まで長年にわたってさまざまな角度から子育ての面でも、臨時的任用職員の面でも、保健福祉の面でも質問させてきていただきました。その結果が今年度、27年度の予算案に多く評価をしていただきましたこと感謝申し上げます。

時間の都合上、再質問の順番を変えさせていただきたいと思っております。初めに、地域問題につきまして質問させていただきます。

今ほど教育長のほうから習志野高校グラウンド防砂対策についての御答弁を承りました。この防砂対策でございますが、これは平成23年度、この北側グラウンドに面している地域住民の皆様から御要望いただきまして、習志野高校へ直接何とかこの砂じんが舞う防砂対策を練ってほしいということをお要望してまいりました。その中では、人工芝が一番の対策であろうということでもございましたけれども、その年度は東日本大震災があり、今は復旧・復興に最優先の状況であるという旨から、緊急処置といたしまして、暫定措置として防砂ネットをつけていただいたような経緯がございます。

今回は、平成27年度に人工芝にすべく予算計上していただいた部分では、この地域の皆様は

安堵の思いになったのかなと考えておりますが、この人工芝にすることによる具体的な効果と、そして人工芝の今後のスケジュールについてお尋ね申し上げます。

◎学校教育参事(市瀬秀光君) グラウンドの人工芝化によるさまざまな効果及び人工芝化へのスケジュールの2点についてお答えいたします。

まず、習志野高校のグラウンドの人工芝化による効果といたしましては、第1に、グラウンド北側にお住まいの方々が、グラウンドから吹き上げる砂ぼこりのため、窓があげられない、洗濯物がベランダ等に干せないなど、長年御迷惑をおかけしていた事案が解決できるという効果であります。

第2の効果といたしましては、学校における教育活動の多様化が期待できます。具体的には、雨の翌日など泥土化でグラウンドが使用できなかったものが使用できるようになります。体育の授業でもサッカーやソフトボールなど、さまざまな競技を取り入れることができるようになります。さらに、従来砂ぼこり対策としてグラウンドに散水していた水道代や砂の補充に係る費用が削減できるなどの隠れた効果も期待できます。

第3の効果といたしましては、地域への貢献であります。現在でも市内の小中学生のサッカークラブに開放しておりますが、人工芝にすることにより、小中学生のサッカー人口がさらにふえ、競技力が向上するなど、スポーツを通じたさらなる地域貢献が期待できます。

以上のように、習志野高校のグラウンドを人工芝にすることにより、さまざまな効果が期待できると考えております。

次に、人工芝化に係るスケジュールについてお答えいたします。一般的に工事期間はおおむね5カ月程度となることや、学校行事の視点から考えますと、9月後半に予定しております体育祭終了後、工事に着手しますことから、年度末の完成を見込んで作業を進めていくこととなります。以上でございます。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、あたご橋交差点でございます。長年にわたりまして質問をしましてまいりました。昨年10月に歩道の段差解消をしていただきまして、地域の皆様から喜びの声を伺っております。

7年間質問してまいりました。工事はたったの2日間で終わりました。この差が私も何ともいえないような思いでございましたけれども、粘り強く質問していかなければいけないということが、しみじみ感じた次第でございますけれども、そこで、実は今回開発計画が近隣の民有地におきまして実施されます。ここの複合商業施設4店舗入ってまいりますが、まだまだあたご橋の交差点の安全対策が完全でないまま、この複合商業施設ができてまいります。その影響、交通量の影響についてお尋ねいたします。

◎都市整備部長(福島泉君) ただいま真船議員から御指摘のとおり、新しい商業施設が、今建設中でございます。これができることで、この施設に出入りをする車両が増加することは確実にございます。したがって、歩行者等の安全な通行に支障を及ぼす、あるいは交通事故の危険性が高まる、こういったことなどが懸念されるところでございます。

交通量に関しましての事業者との協議内容を申し上げますと、まずは事業者のほうで大規模小売店舗立地法に基づき実施をいたしました交通量調査をもとに協議を行っております。対象地点はあたご橋交差点を含めました周辺の5カ所の交差点でございます。平日と休日の合計2回、交通量調査を実施しております。この現況の交通量に類似の店舗の実績等を加味いたしました、

オープン後の交通量の予測値、これを加えた交通量調査報告書が私どもにも提出をされております。

報告書の内容を確認いたしましたところ、全ての交差点におきまして、混雑の度合いを示す需要率0.9を下回りまして、ピーク時でも0.6という数値でありましたことで、大きな影響はないというふうに判断をいたしております。なお、交通管理者でございます習志野警察署からも、問題なしというふうな評価をいただいたとのことでございます。以上でございます。

◆15番(真船和子君) 今問題なしということございましたけれども、開店してみなければわからないということであるかと思えます。

この商業施設の出入り口が日立道路側のほうに4カ所できてまいります。この歩行者の安全対策、またこの出入り口について、行政としてどのような開発指導を行われたのかお尋ねいたします。

◎都市整備部長(福島泉君) 事業者側との安全対策に関しましての協議内容について申し上げます。

まず、出入り口の位置でございますけれども、駐車場への進入待ち車両が道路上に滞留しまして、周辺道路に交通渋滞を発生させることがないように、配置の位置を指導いたしました。

具体的に申し上げますと、西側の道路には北端、北の外れでございますけれども、搬入車両専用の出入り口を1カ所設ける。そして南側の鉄塔付近にはハンバーガー店のドライブスルー専用の入り口を1カ所設けるというふうにしております。このドライブスルーの入り口は、左折のみの入店を可能とするものでございまして、安全施設の設置によりまして、物理的に右折での入店ができないというふうな計画となっております。それから、南側の道路でございますけれども、こちらは入り口と出口を区分した形で、それぞれ2カ所ずつ設けまして、出入り口部には路面表示ですとか看板の設置を行うことで、来店される方が円滑に出入りできるよう誘導する措置を講じております。

次に、歩行者の安全対策でございますけれども、南側の道路に面しまして、幅員2メートル、延長にいたしまして約150メートルの提供歩道を設置するとともに、オープン時等の繁忙期には出入り部分に誘導員を配置いたしまして、歩行者の安全確保を図るよう指導しているところであります。

今後は、オープン後の状況に注視をいたしまして、対策等を講じる必要が生じた場合は、習志野警察署並びに事業者側と協議をしております。先ほどハンバーガー店というふうに申し上げましたけれども、今回の計画で立地をする店舗は、そのほかにも衣料品の店舗、それからドラッグストア、さらにはスーパーと、こういった構成になってございまして、多数の来店が見込まれるところでございます。以上でございます。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。無事故で地域が安全になるよう願うものでございますが、あたご橋、今交差点の話をしてきたところでございますけれども、その近辺にありますあたご橋について、お伺いしていきたいと思えます。

実は、このあたご橋は、平成27年4月1日よりユトリシア地域の皆様の弾力化の通学区域となります。そして、この橋を渡って新1年生が50名ほど、実花小学校へ通うという情報をいただきました。実は、これ苦言を呈したい。質問はしません、苦言を呈したいんです。というのは、昨年来夏前からこの実花小学校通学区域については、さまざまな角度で議論がされてきております。通学区

域審議会でも議論がされてきました。この通学路とするあたご橋については、安全対策が必要であるという教育委員会の認識、そして都市整備部の認識がありました。しかしながら、この工事は平成27年度の予算で早期に行うという結論が、現在出ているんですけども、7月時点での通学区域審議会での議論を見ますと、教育委員会のお答えの中に、できないとは言っていないんですね。もしも万が一4月1日にその工事が間に合わない場合はということを含んだ、含みを入れているわけですよ。

そうすると、もしかしたらできるのかなというようなニュアンスにも聞こえてきて、実は9月の末に教育委員会がユトリシアのほうにチラシを配布しております。そのチラシの配布の中には、安全対策について期限を示していないんです。改修しますというような案内チラシを出しています。

ですので、実は保護者様のほうから、てっきりこのあたご橋の防護柵の安全対策を改修してくださいというものと認識をしていた、という保護者様のほうから苦情をいただきました。それで4月1日、安全面が確保された上で通学路として使うというような認識が、さまざまところで、都市整備部はそんなことは言っていない、教育委員会もそこまであれていない。でも保護者としてみたら安全対策をしてくれるものだろうと思っていたというような交差をしております、できることならば安全対策をしっかりとした上で、この通学路の指定、そしてこれは町会をまたがってくる学校なんですよ。

ですので、ここはしっかり教育委員会、以前からも私ずっと言ってきました、安全対策については。それで、通学区域審議会にも出ていましたけれども、まずは子どもの命とその安全、これをしっかりと守った上で、この通学路の変更、そして学区変更、これをしていくべきだと私は思っております。

再三教育委員会にもこの東習志野小学校で満杯にならない——大丈夫ですか、大丈夫ですかとずっと言ってきたことなんですよ。それが慌てて1年前に通学区域を変えるというような結論が出されたわけですけども、私にとってはここはしっかり安全対策を早急にやっていただきたい。五番街は9月に入居されてきます。この前に必ずやっていただきたいことを強く要望させていただきます。

それから、この50名の新1年生が通います。小さな子どもたちが通います。この安全はしっかり教育委員会、学校、そして地域で見守りをしっかり行っていく連携をとっていただきたい。強く要望させていただきます。

それにあわせて、このあたご橋の老朽化対策、これも保護者が心配しております。それから、耐震対策、これも心配しております。その点について当局はどのようなお考えがあるかお尋ねいたします。

◎副市長(西村徹君) あたご橋の老朽化対策の前に、高欄といいますけれども、手すり、高欄、転落防止のために設けられている部分の安全性について御説明をさせていただきたいと思いません。

この点について、教育委員会で通学路審議会等で御審議いただいている中でも、安全性についての御懸念を多くいただいているということは十分承知しています。また、この点につきましても、道路の施設を所管している部局にもきちんと伝わっております。しかしながら、現在直ちに危険な状況かということ、適切に当時の基準を用いてつくってある施設でありますので、確かに今の基準に照らすと、現状不適格な部分はございますが、その部分は全体の優先度を見る中で、順次対応

できるものからやっていくという考え方のもとで進めておりますので、決して現在が危険な状況であるというわけではないということについては、御理解をお願いいたします。

◎都市整備部長(福島泉君) ただいまあたご橋の老朽化の問題につきまして御質問を頂戴いたしました。その前にあたご橋の手すりの件でございますけれども、ただいま提案させていただいております、平成27年度の当初予算案の中で、交通安全施設整備事業という名目で、このあたご橋の手すりの改修経費を計上しておりますので、御承知おきいただければというふうに思います。

それから、あたご橋につきましては、昭和50年に、これは設置されたものでございまして、既に設置後40年が経過しているということでございますので、老朽化対策の取り組みが必要となっております。現在、市内に道路施設として管理しております橋梁の23橋につきましては、この議会でも御議論ございましたけれども、平成24年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定いたしまして、短期計画として平成33年度までに、14橋の補修工事並びに23橋の定期点検を、平成28年度というふうに計画を立てているものでございます。

しかしながら、この修繕計画の対象となっております橋梁は、主に車両の通行が可能な跨線橋でありますとか跨道橋でございまして、御質問のあたご橋のような横断歩道橋につきましては含んでいないということでございます。このため、本市といたしましては、あたご橋を含めまして、市内の横断歩道橋4橋につきましては、平成27年度に点検を予定しております。ちなみに平成27年度の当初予算案の中では、交通安全施設維持管理事業の中で、道路ストック総点検委託という名目で計上させていただいております。この点検を踏まえまして、今後、修繕計画を策定する中で、あわせて耐震計画につきましても検討をまいります。以上でございます。

◆15番(真船和子君) 安全対策は重々よろしく願い申し上げます。

続きまして、時間の関係上申しわけございません、保健福祉行政に質問したかったんですけども、高齢者の肺炎球菌ワクチン、これも平成27年度から対象者を大幅に拡充して、まだ一度も摂取していない方全員にということを市長のほうから御答弁いただきましたので、こちらを評価させていただきまして、大変恐縮なんですけれども、保健福祉行政の再質問を割愛させていただきます。

次に、子育て施策について再質問させていただきます。待機児童対策につきましては、今しっかりとやられているということでございますので、このままよろしく願いしたいと思っております。

臨時的任用職員の処遇改善につきましても、先ほど市長の御答弁のほうから、前向きな御答弁をいただいております。今後もその職員の職場環境、この改善にはしっかりと努力していただくことを要望いたします。

続きまして、このひとり親家庭の支援について、再質問させていただきます。実は、このひとり親家庭、昨日の議会の中でも出ておりましたけれども、私ちょっと厚労省の状況を調べてみました。ひとり親の現状でございますけれども、厚労省の調査によりますと、ひとり親家庭の平均所得について載っておりました。一般子育て家庭の4割の所得になるということで、母子家庭の約8割の母親は就労しておりますけれども、非正規雇用の母親がそのうち5割にも上るという形で、年平均の収入が約125万円と試算されております。また、父子家庭の場合は約9割が働いていますが、1割は非正規雇用であり、年平均収入は約175万とされております。

こうした現状を踏まえると、ひとり親家庭の支援施策のあり方の見直しが必要であるということで、国は今動いております。また、子ども貧困対策、この法の審議においても、ひとり親の子どもの貧困率の高さが指摘されておりまして、支援策の強化が求められているところでございます。

また、習志野市においては、15歳未満のお子様がいる一般子育て家庭は1万4,152世帯ということでございました。そのうちひとり親家庭が953世帯あるということでございます。この世帯のうち約2人お子様がいたら本当に約2,000人近いお子様たちがいらっしゃるという中で、しっかりここにもひとり親家庭の支援が、今後の強化をしていかななくてはいけないのではないかなと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

そうした中で、一つ私のほうから保護者の相談から質問させていただくんですが、ファミリーサポートセンター事業、この利用料の軽減、それから医療費の手続の簡略化、実はこの医療費の手続に非常に償還払いということで、親御さんは働きながら、この手続に行くのが大変負担を感じているという相談を受けました。この取り組みについて、当局の考え方をお伺ひいたします。

◎こども部長(早瀬登美雄君) それでは、初めにひとり親家庭のファミリーサポートセンター事業を、利用しやすくする環境づくりにつきましてお答えをさせていただきます。

本市に在住するひとり親家庭は、その約87%が児童扶養手当を受給しており、経済的にも厳しい状況にございます。また、ひとり親家庭では、保護者の疾病や緊急時におきましても、預け先が見つからないなど、子育てに対する不安も大きく、ファミリーサポートセンター事業の活用は有効な支援策であると認識をしております。そこで、平成27年度には、8月の現況届の際に、ひとり親家庭に対し、アンケート調査を実施し、ファミリーサポートセンター事業の需要や利用に当たって、支障となっていること等を明らかにする中で、ひとり親家庭にとって利用しやすい事業となるよう、料金その他について検討をしてみたいと考えております。

次に、ひとり親家庭等医療費等助成の手続の簡略化についてお答えをさせていただきます。

この事業は、千葉県の補助事業として、対象家庭の親と児童が病院等で診察を受けた際に、支払った医療費のうち、健康保険適用の自己負担金の一部を申請により助成する償還払い方式で実施をしております。そのため、ひとり親家庭にとっては、診療の際、医療機関に一時的にかかった医療費を支払わなければならないこと、そして支払った費用の払い戻しのための手続をとることの2点が大きな負担になっていると考えております。議員御指摘のとおり、手続の簡略が課題となっております。

本市のひとり親家庭等、医療費等の助成につきましては、窓口にて申請するほか、郵送にて申請することも可能となっておりますが、今後につきましては、ひとり親の負担軽減に向けて、現在の償還払い方式から医療機関窓口で完結する現物給付方式に移行できるよう、千葉県に対しまして引き続き要望してまいります。以上です。

◆15番(真船和子君) 大変にありがとうございます。ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

また、このひとり親家庭に対する経済的支援といたしまして、民間賃貸住宅家賃助成事業という事業を実施しているところがあるんですけども、やはりこのひとり親家庭のまず住まいの安定を図ることが、大変重要だと私は考えております。アパートですと、2年後、2年後に更新が来るといような不安感も抱えながら生活しているということを母子家庭の方からも伺っておりますので、このような経済的支援、さまざまな支援策が今後必要になってくると思っておりますので、先ほど部長のほ

うから実態調査をするということでございましたので、ぜひその点も踏まえながら調査をしていただきたい。そして今後の支援策につなげていただきたいことを要望とさせていただきます。

次に、日本版ネウボラについて質問させていただきます。昨年の9月議会におきまして、この切れ目ない子育て支援策として、私はフィンランドの制度ネウボラを紹介させていただきまして、早い対応をお願いしたいと市長に迫った記憶がございます。この習志野版ネウボラをぜひ推進していただきたいと要望してきたんですけれども、この点について本市の考え方をお伺いいたします。

◎保健福祉部長(真殿弘一君) 日本版ネウボラの取り組みにつきましてお答えをいたします。

日本版ネウボラとは、本市や浦安市が参加をしております一般社団法人福祉自治体ユニットの研究会にて提唱されております、母子保健と子育て支援の構想でございます。この一般社団法人福祉自治体ユニットでございますけれども、これは、宮本市長が市長になってから、近隣市、先進市との交流の中で新たに加入をした、主に市町村長を会員とした連合体でございます。

この日本版ネウボラですけれども、これは地域における包括的な母子支援体制の構築と、相談支援サービス及び継続的な支援プランの作成などにより、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援を行うものであります。一方、平成27年度から10年計画で開始する、国の第2次健やか親子21計画におきましても、基盤課題として、切れ目ない妊産婦・乳児への保健対策が位置づけられているところであります。

それでは、本市における妊娠・出産・子育ての切れ目のない母子保健システムについて、まず現状から御説明をさせていただきたいと思っております。

本市では、40年以上前から母子保健の最初のかかわりとなる、妊娠届け出時に必ず保健師等が面接をしております。母子健康手帳の交付と同時に、本市オリジナルの母子カルテに記入をしていただき、お一人お一人がおのおの状況に応じて妊娠・出産・子育てに係る見通しを持てるよう、今後の支援の方向性を示します。その後の妊娠期は引き継がれた母子カルテをもとに、必要に応じて担当保健師からも個別に訪問とか、電話相談等の支援、あるいはママ、パパになるための学級の案内を行っております。出産後から乳児期では全ての出生児について、新生児や4カ月、10カ月、1歳6カ月、3歳といった節目の時期に、地区担当保健師からお声かけをして、発育・発達・養育面を中心とした切れ目のない支援を行っているところでございます。

次に、昨年9月の定例会で真船議員のほうから、日本版ネウボラにしっかり取り組んでいくようにと、こういった後押しもいただきましたことから、その後日本版ネウボラ構想の報告書をもとにして、新たな取り組みを進めてまいりましたので、これを御説明いたします。

まず、日本版ネウボラの基本構想の主な論点と、モデル事業として報告をされております浦安市や世田谷区、和光市などの自治体の状況と、本市の現状とを比較整理をいたしました。この中で、日本版ネウボラの基本である母子保健と子育て支援の包括支援体制と担当保健師による継続した相談支援、これは先ほど申し上げましたように、本市において既に実施ができてきているものの、この切れ目のない母子保健システムが明確に記されているマニュアルがございませんで、いわゆる可視化、見える化ができていないということが課題であるとわかりました。

そこで、現在、妊娠・出産・子育ての切れ目のない母子保健システムを可視化、見える化するために、習志野版ネウボラをマニュアルとして作成をしているところです。このマニュアルでは、切れ目のない支援システムの整理と、具体的な支援内容を明示するとともに、今まで地区担当保健師が

支援して関係機関と検討を重ねてきた困難事例等につきましても、モデル支援プランという形で掲載をしていく予定でございます。

今後も、このマニュアルをもとに地区担当保健師が包括的な支援体制の母子保健システムのもとで、切れ目のない支援が展開できるように、常に見直しをしながら、習志野版ネウボラを進めてまいります。以上です。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。習志野版ネウボラに期待を申し上げます。それが十分現場で生かされるように、そして、今子どもたちの中ではさまざまな事件が発生してきております。習志野の子どもが一人もこの事件・事故に遭わないように、しっかり個々の連携をとっていただきたい。そして、見守っていただきたいと思っております。

部長のほうに伺いましたら、本日の新聞読みましたということでしたが、野田市で子ども支援室、10月に開設されるということであり、妊娠・出産から育児まで切れ目ない支援を担う子ども支援室を10月に開設するというものでございました。一体的に子どもの支援ができるための支援室ということでございますので、本市でもまた参考にさせていただきながら、子どもに対しては何重もの層で子どもを守っていくという視点に立って、今後取り組んでいただきたい、そのように御期待申し上げますので、よろしく願いいたします。

最後に、地方創生の質問に変えさせていただきます。

初めに、地域住民生活等緊急支援のための交付金への取り組みについて質問させていただきたいと思っております。この地域商品喚起、そして生活支援についての本市で検討している事業があるということでもございましたけれども、この事業内容についてお伺いしたいと思っております。このプレミアム商品券等につきましては、昨年12月議会でも地域経済活性化そして生活支援という立場から、本市でも行うべきだと提案させていただいたところでございます。具体的な内容について教えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

◎市民経済部長(市川隆幸君) 御質問の地域消費喚起生活支援型として、本市が検討している内容でございます。

現在、本市では、消費喚起を目的としたプレミアム付市内共通商品券発行事業、この実施と、本市が子育て日本一を目指しているということから、子育て支援と少子化対策を目的とした、本市独自の施策である子育て世帯商品券配付事業の実施を検討しております。この2つの事業につきましては、市長答弁にもございました国の交付金に加えまして、国の交付金を受けた県からも、約8,700万の補助金が交付され、全体事業費約2億3,600万円で実施する予定となっております。

具体的な事業の内容を申し上げますと、プレミアム付市内共通商品券発行事業は、現在習志野市商店会連合会が発行しております市内共通商品券に上乗せ、いわゆるプレミアムをつけまして発行し、市内に在住・在勤・在学されている皆様方に販売するものであります。その内容ですが、本市では、この共通商品券発行事業とあわせまして、先ほど申し上げた子育て施策を実施すること。また、近隣市では、プレミアム率を20%から30%の範囲で検討していること。多くの商品券を買い求められる事業規模にすること等を踏まえまして、本市のプレミアム率については25%を柱に調整させていただいているところでございます。プレミアム率を25%とした場合の事業規模でございますが、販売総額は約5億1,000万程度、プレミアム分と合わせて発行総額6億4,000万程度となる予定でございます。

また、子育て世帯商品券配付事業につきましては、中学生以下のお子様がいらっしゃる御家庭を対象に、お子様1人当たり3,000円の商品券を配付するもので、約2万3,000人のお子様を対象となりますことから、総額約6,900万円分の商品券を配付することを検討しております。以上です。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。

事業の実施スケジュールについてお尋ねいたします。

◎市民経済部長(市川隆幸君) 本事業につきましては、先ほど市長答弁にもございましたが、今議会に別途、平成26年度補正予算として御提案させていただき予定となっております。したがって、本事業に係るスケジュールにつきましては、今議会において御承認いただきましたら、速やかに詳細な事業設計を行い実施させていただきたいと考えております。

実施に当たりましては、本市にとっても過去最大規模の商品券発行事業となりますことから、市民の皆様にとって使用しやすい商品券となるように準備に努めるとともに、販売体制や商品券の使用期間を設定する必要があると、このように考えております。

そこで、現在商品券の使用期間を6カ月、すなわち7月から12月を予定しており、それまでの間、準備と周知に努めまして、6月の販売・配付を行えるように調整させていただきたいと、このように考えております。以上です。

◆15番(真船和子君) 次に、先ほど部長のほうから子育て支援に重点を置いた考え方だという御答弁をいただきました。この事業に取り組む姿勢、そして効果をどのように考えていただけるのかお尋ねいたします。

◎市民経済部長(市川隆幸君) 本事業に係る交付金の趣旨でございますが、地方の消費を喚起し地方経済を活性化することとされております。このことから、確実な経済効果また消費喚起の効果を上げていくことが重要であると、このように考えております。

そこで、本市にとりまして、過去最大規模の商品券発行事業に即した経済効果、消費喚起の効果を上げるためには、まずは商品券を御利用いただく皆様にとって、使いやすいそして魅力のある事業にすることが第一であるのかなと、このように考えております。あわせて、本事業を市内の商業振興、商店街の活性化を推進する契機と捉えまして、商品券取り扱い登録店として、多くの事業者の皆様が参加しやすい内容、また、さらなる販売促進につながる事業にするなど、地域経済の支援策にもつなげてまいりたいと、このように考えております。以上です。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。ぜひよろしく願い申し上げます。

次は、要望とさせていただきます。先ほど総合戦略について策定スケジュール、また本市が目指す方向性、そして体制について市長から御丁寧な御答弁をいただいたところでございます。この総合戦略は、人口減少に歯どめをかけ、地域経済活性化に全力をもって取り組むと、そして若い世代がこの習志野という町で、安心して子どもを生み育て、そして生活ができる、その雇用の確保もしていく、下支えするものの戦略となるものでございます。計画ではなくて戦略になります。

ですので、これが本当にこの策定懇話会を設置されるということでございますけれども、ここにはぜひ、優秀な皆様が入ってこられるとは思いますが、未来を見据えた議論ができることを要望したい。そしてまた、この懇話会だけで中身が示されるものではなくて、この議会のメンバーにも明らかにさせていただきながら、また、議会でも討論できるような、そういう場も設けていただければ

ばなと思っております。

また、地方人口ビジョン、この人口ビジョンでございますけれども、人口をどのくらいに、習志野市が目標を設定されていくのかなというところにも、ちょっと興味がございます。こういう点もさまざまな角度から、この1年でスタートさせていかななくてはいけないというところがございます。しかしながら、しっかり対策本部もつくられて、スタートしていただいているということを聞きまして、本当にうれしく思っておりますので、御期待申し上げますので、ぜひこの地方創生、大成功させていただくことを御期待申し上げ、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございます。